

2009年10月21日

東松山県土整備事務所長 吉田耕三様

日本共産党小川町委員会

委員長 本多重信

日本共産党小川町議会議員

柳田多恵子

要請書

秋冷の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、小川町、寄居町と埼玉県（以下町、県と略称）が、中心となって進めようとしている国道254小川バイパスの「新ルート計画」について、次の理由により見直し、中止されるよう要請します。

記

1. 国道254小川バイパスの「新ルート」は市ノ川第一土地改良区、八和田土地改良区、高谷土地改良区、後伊土地改良区を通過し、寄居町富田に至る計画となっています。
土地改良区は町、県など行政の肝入りで土地改良法に則り、町の総合振興計画や国土利用計画に基づいて実施された事業により造成されたものです。27億円もの事業費と長い年月をかけ、明渠、暗渠排水路、道路、揚水機施設、パイプラインを整備し農地の集団化と区画形成をおこない、農業の専用地域として住民、国民の食生活を支えています。
食料自給率の向上と、安全で安心な国産農産物の増産と安定的な供給は一層国民的な強い願いとなっており、土地改良区が農業専用地域として果たす役割と責任はますます大きくなっています。
2. 国道254小川バイパスの「新ルート」は、このような重要な役割と責任を負う上記改良区の農地を分断、変形し、パイプラインや明渠、暗渠など水路に深刻な影響を及ぼし、土地改良事業の成果を台無しにするものであり、土地改良法等の諸法規や町の総合振興計画、国土利用計画にも矛盾するものです。
3. 国道254バイパスの「新ルート」計画地内には、複数の通学路、生活路、農道があり、多くの児童、生徒、町民が毎日利用しています。こうした道路を交差する「新ルート」は、多くの町民、利用者を交通事故の危険性にさらすことになり、町のかかげる安全・安心な街づくりにも矛盾します。
4. 国道の対策事業は国や県の事業費で実施されるのが原則であり、一部であれ町負担などということは例がないことです。国道254の対策事業というのであれば、住民合意を図りながら嵐山バイパスに続いて小川バイパスの4車線化こそ急ぐべきです。また、県道菅谷・寄居線への歩道設置などの整備を進め、環状1号線の延伸完成を急ぎ歩行者の安全確保とともに車両の誘導、車両交通の円滑化を図るべきです。

以上